

林野・山林での火の取り扱いにご注意を！

林野火災は、降水量が少なく空気が乾燥し、強風が吹く時期に特に発生しやすくなります。原因の多くは人為的要因によるものであり、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。

原因別出火件数

発生した林野火災のうち、「たき火」が最も多く、次いで「火入れ」、「放火(疑い含む)」、「たばこ」となっています。人為的な不注意が原因となることが多く、特に乾燥しやすい強風が吹く1月から5月にかけて発生しやすい傾向があります。

原因別出火件数 (令和2年～令和6年の平均)



※平均値は四捨五入したものであり、合計が合わないことがあります。

(消防庁統計資料に基づき作成)

山林での火災を起こさないためのポイント

屋外で火を扱う際には、年間を通じて次の点に注意してください。
皆さんの行動が林野火災を防ぐことにつながります。

✓ 乾燥・強風の日は火を使わない

乾燥した草木や強風がある場合は、火を扱わないようにしましょう。火災が発生しやすい状況下では特に注意が必要です。

✓ たき火や火入れは複数人で行う

火を扱う際は、必ず複数人で行い、周囲の状況を確認しながら安全に作業を進めましょう。

✓ 火から目を離さない

火を扱う際は、作業中に火から目を離さないようにしてください。少しの油断が大きな火災につながる可能性があります。

✓ 消火用の水を準備する

火を扱う際は、消火用の水や消火器を必ず準備し、万が一の事態に備えましょう。

✓ 火の後始末を徹底する

使用後は火が完全に消えるまで確認し、灰や燃え残りを適切に処理してください。火種が残っていると、後から火災が発生する可能性があります。

✓ 廃棄物の焼却は行わない

廃棄物の焼却は条例で禁止されています。適切な処理方法を選び、環境への配慮も忘れずに行動してください。

✓ 火災予防条例を確認する

火災予防条例に従い、必要な届出を行いましょう。たき火や火入れには事前の確認が必要です。

✓ たばこの投げ捨てや火遊びは絶対にしない

たばこの不始末や火遊びは重大な火災の原因となります。絶対に行わないようにしましょう。



林野火災警報・注意報について

東京消防庁では、林野火災の予防を目的とした「林野火災警報」及び「林野火災注意報」の運用を、令和8年1月1日より順次開始しました。林野火災警報等が発令された場合は、対象区域内での火の使用が制限されます。林野火災警報の発令中に火の使用の制限に従わない場合は、罰則が適用されることがあります。

詳しくはこちら



詳しくは東京消防庁ホームページへ

東京消防

検索



東京消防庁ホームページや
東京消防庁公式アプリへは
こちらからアクセスできます。



問合せ先

石神井消防署 03(3995)0119 下石神井5-16-8
関町出張所 03(3920)0119 関町北1-5-14
大泉出張所 03(3925)0119 東大泉6-34-44
大泉学園出張所 03(3978)0119 大泉学園町1-7-11
石神井公園出張所 03(3904)0119 石神井町2-16-1